

# 第 8 7 回 原 状 回 復 対 策 協 議 会 次 第

と き：令和5年2月4日（土）

午後2時20分から

と ころ：二戸地区合同庁舎 大会議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 議事

### (1) 報告事項

- ア 県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための  
検討ワーキンググループの活動結果について . . . . . 資料 1
- イ 令和4年度水質モニタリング結果について . . . . . 資料 2
- ウ 水質アドバイザーについて . . . . . 資料 3
- エ 新たな検討の場について . . . . . 資料 4

### (2) 協議事項

- ア 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案  
岩手県側エリアにおける原状回復宣言について . . . . . 資料 5

### (3) その他

## 4 その他

## 出席者名簿

(原状回復協議会)

(五十音順)

氏名	所属等	出席	備考
生田 弘子	カシオペア環境研究会顧問	○	
牛間木 義男	玉木自治振興会会長	—	
齋藤 徳美◎	岩手大学名誉教授	○	
笹尾 俊明	立命館大学経済学部教授	○	オンライン
颯田 尚哉	大同大学工学部教授	○	
高嶋 裕一	岩手県立大学総合政策学部教授	○	オンライン
中澤 廣	岩手大学名誉教授	○	オンライン
橋本 良二○	岩手大学名誉教授	○	
藤原 淳	二戸市長	○	
山本 晴美	田子町長	○	
山本 わか	田子町県境不法投棄原状回復調査協議会委員	○	
築田 幸	元岩手県環境保健研究センター所長	○	

◎：委員長 ○：副委員長

【今回オブザーバー参加】(汚染土壌対策技術検討委員会)

(五十音順)

氏名	所属等	出席	備考
江種 伸之	和歌山大学システム工学部 教授	○	オンライン
遠藤 昭人	岩手県土木技術振興協会 理事長	○	オンライン
川本 克也◎	岡山大学名誉教授	○	
颯田 尚哉	大同大学工学部教授	○	
中澤 廣	岩手大学名誉教授	○	オンライン
築田 幸○	元岩手県環境保健研究センター所長	○	

◎：委員長 ○：副委員長

(原状回復協議会・汚染土壌対策技術検討委員会オブザーバー)

氏名	所属等	出席	備考
藤田 正実	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長兼適正処理対策室長	○	

## 【今回オブザーバー参加】（ワーキンググループ）

（五十音順）

氏 名	所 属 等	出席	備 考
黒 澤 一 史	二戸市商工会 理事	—	
下 舘 光 弘	浄安森林組合 参事	—	
中 田 勇 司	特定非営利活動法人カシオペア市民情報 ネットワーク理事長	—	
橋 本 良 二◎	岩手大学名誉教授	○	
森 川 則 子	カシオペア環境研究会 顧問	○	

◎：リーダー

## （事務局）

氏 名	所 属 等
福 田 直	岩手県 環境生活部長
佐々木 健司	〃 技監兼環境担当技監兼廃棄物特別対策室長
田 村 良 彦	〃 環境生活部廃棄物特別対策室 特命参事兼再生・整備課長
佐々木 茂治	〃 〃 〃 主任主査
田 沼 諭	〃 〃 〃 主査
吉 田 敬 幸	〃 〃 〃 主任
伊 藤 大 智	〃 〃 〃 主事
山 村 勉	県北広域振興局 副局長
菊 池 恭 志	県北広域振興局 保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター 所長
高 橋 雅 輝	〃 〃 環境衛生課長

# 県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループの活動結果について

## 1 設立の経緯

平成26年3月に廃棄物の全量撤去が完了し、原状回復事業の完了が見通せる状況となっていたが、原状回復協議会では、原状回復の記録の活用や跡地の環境再生のあり方等、地域との連携により不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための取組みについて検討を求める意見が多くあった。そのため、協議会の下部組織として、原状回復の記録の保存や活用のあり方について、跡地の環境再生のあり方についてなどを検討するワーキンググループが設立されることとなった。

※ワーキングの所掌

【県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ設置要領】

第3条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとし、検討結果は協議会に報告するものとする。

- (1) 原状回復の記録等の保存や活用のあり方及び現場跡地の環境再生のあり方を検討すること。
- (2) その他教訓を後世に伝えるために必要な事項を検討すること。

## 3 活動結果

### (1) 事案伝承活動

県境産業廃棄物不法投棄問題の教訓を後世に伝えるため、次の活動を実施

#### ア 記録映像 (DVD) 制作

YouTubeの岩手県公式動画チャンネルで公開中



#### イ 地元高等学校での出前授業の開催

現代社会の授業として県境不法投棄事案についてのDVDの放映、講演

出前授業開催日	対象者	講師
平成30年9月19日	県立福岡高校 全日制1年生160人	(一社)岩手県産業資源循環協会 玉懸事務局長
平成30年10月18日	県立福岡高校 定時制全学年28人	廃棄物特別対策室 佐々木再生・整備課長
令和元年6月7日	県立福岡高校 全日制1年生145人	(一社)岩手県産業資源循環協会 玉懸事務局長
令和元年9月25日	県立福岡工業高校 1年生44人	(一社)岩手県産業資源循環協会 玉懸事務局長
令和4年6月23日	県立福岡高校 全日制1年生105人	(一社)岩手県産業資源循環協会 玉懸事務局長
令和4年11月28日	県立福岡工業高校 1年生59人	(一社)岩手県産業資源循環協会 玉懸事務局長

令和4年6月の福岡高等学校での受講者に対し実施したアンケートでは、9割以上の生徒が授業内容は良かったとする一方、約7割の生徒が不法投棄事案を知らないと回答していた。

ワーキングでは、こうした事案伝承の取組を継続していく必要があると考えている。



#### ウ イベントの開催

- ・フォーラムの開催 (H28. 1. 30 二戸シビックセンター)  
齋藤委員長講演、パネルディスカッション
- ・カシオペア環境フェスティバルへの出展 (H30. 7. 28、R1. 7. 27)

## 2 活動期間

平成26年度～令和4年度 (会合の開催数：15回)

メンバー (令和4年度)

五十音順 (敬称略)

氏名	所属等
黒澤 一史	二戸市商工会 理事
佐藤 しのぶ	二戸市 総務部市民生活課長兼環境推進室長
下館 光弘	浄安森林組合 参事
中田 勇司	特定非営利活動法人カシオペア市民情報ネットワーク理事長
橋本 良二	岩手大学名誉教授
森川 則子	カシオペア環境研究会 顧問

### エ 県境不法投棄事案の記録誌

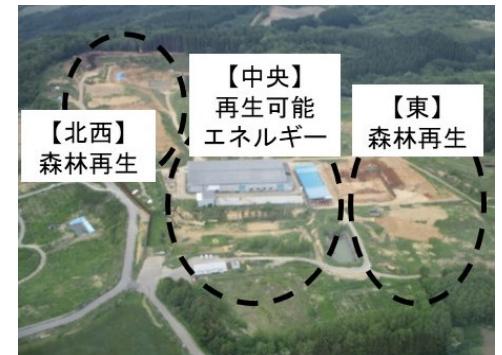
県境不法投棄事案の発覚から、原状回復に至る経緯、取組みについては、多くの人々に知ってもらい、記憶の風化防止を図り、教訓を後世に伝える事は大変重要であり、また、今後同様の事案が発生した際の対策事業の実施において、多くの期間に幅広く活用される参考資料を作成することは不可欠なことから、令和5年度発行を目指し、原状回復事業の記録誌の発行作業を進めていくこととした。

### (2) 環境再生 (跡地利活用)

#### ア 環境再生 (跡地利活用) の方向性の提示

不法投棄のイメージを払拭し、地域の安心感を醸成するため、ワーキングでは次の利活用に係る考え (跡地利活用イメージ案) をとりまとめた。

- ・市民による植樹 (森林再生)
- ・再生可能エネルギーの利活用



#### イ この考えを受け、次の事業を実施

- ・市民による植樹  
現場内で植栽試験を実施 (ウルシ等が順調に生育)
- ・再生可能エネルギーの利活用  
現地での水素関連産業 (太陽光発電) の可能性調査を実施中 (課題：水素利用場所や送電線接続が遠距離等)



植樹したウルシ

ワーキングでは、今後、跡地利活用イメージ案を参考に、地元理解の下で民間が現場跡地に参入していく情勢づくりを行っていくことが望ましいと考えている。

令和5年度に、「新たな検討の場」がワーキングの役割を受け継ぎ、原状回復の記録の保存や活用のあり方などの検討を引き続き実施していくこととしている。



## 水質アドバイザーについて

### 1 前回協議会（令和4年11月）の概要

- ・汚染土壌・地下水対策に係る技術的評価を終了した。
- ・県では、令和5年度以降に不測の事態が生じた場合等のため、水質アドバイザーの設置を予定している。

#### ※前回協議会意見

「地域の安心感のため、設置目的、環境基準超過時のプロセス等について次回協議会にあらかじめ説明いただきたい」

### 2 水質アドバイザー設置の方向性

- ・来年度、県が選任し委嘱する予定です。
- ・選任にあたっては、原状回復対策協議会委員等が本事案を熟知しており、水質アドバイザーとして適任であることについて考慮し、数名程度を選任する予定です。

#### 【水質アドバイザーの役割】

- ・今後の水質モニタリング結果に環境基準超過がある場合等、県からの求めに応じ、対応策の策定等に係る技術的な助言・提言を行うこと。

※必要に応じ、現土壌委員会委員の意見を求める場合があること。

## 新たな検討の場について

## 1 前回協議会（令和4年11月）の意見

- ・残された課題について今後もぜひ協議してほしい。
- ・県は「新たな検討の場」への県の関わり方について検討いただきたい。

## 2 「新たな検討の場」設置の方向性

- ・県が来年度、地元住民等をメンバーとして「新たな検討の場」（仮称：「県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議」）を設置し、残された課題について検討していきます。
- ・県は事務局を担い、メンバー各位からの意見等を活かすことができるよう検討していきます。

## 【残された課題】

- ・事案の教訓について、いかに伝えていくか（事案伝承）
- ・跡地利活用について、公売の枠組みの下で、いかに地元理解を醸成して進めるか

## 3 「新たな検討の場」における検討事項等（案）

## (1) 意見交換、検討

## ア 事案伝承事業に関する意見交換、検討

- ・高校への出前授業に関する意見交換
- ・事案記録誌の編集に関する意見交換
- ・前記のほか、今後の事案伝承事業の検討

## イ 跡地に関する意見交換

跡地利活用イメージ（「市民による植樹」「再生可能エネルギーの利活用」）を参考に、事業者等の公売参加への機運を醸成する方策（「市民・企業向け現場等説明会」（県主催）の内容（詳細次ページ））

<p>○「市民・企業向け現場等説明会」（県主催）の開催内容（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①現場における原状回復状況</li> <li>②原状回復事業の経緯</li> <li>③土地の現況（利用可能性）</li> <li>④ワーキングの議論結果 （市民による植樹、再生可能エネルギーの利活用の提言）</li> <li>⑤跡地が公売されること</li> <li>⑥公売への参加方法</li> </ul>	<p>の説明</p>
<p>○効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ現場確認の機会を設けた上で公売の実施を周知することで、現地での事業実施の希望者等に対し、公売への参加意向の検討期間や、資金の準備期間等を設けることが可能となり、公売成立の可能性が向上</li> <li>・原状回復の経緯やワーキングでの協議結果を周知することで、地域の方が、公売される土地に対しての不安を解消するとともに、ワーキングの提言（市民による植樹、再生可能エネルギーの利活用）の趣旨を理解し、提言を踏まえた跡地利活用の実現可能性が向上</li> </ul>	

## （２）報告

### ア 徹底した原因者への責任追及（代執行費用の継続的な回収）

- ・不法投棄原因者からの費用徴収の状況を報告

### イ 地域住民の安心感の醸成（現地及び周辺での水質モニタリング）

- ・水質モニタリングの結果報告
- ・環境基準超過がある場合等、水質アドバイザー等からの意見聴取、対策の報告等

## 4 「新たな検討の場」メンバー

- ・地元の活動団体（商工、農林、まちづくり、環境、行政）や学識経験者から人選（計6名程度）を進め、来年度県が委嘱する予定です。
- ・選任にあたっては、ワーキンググループメンバーが議論の経緯を熟知されており、新たな検討の場でも適任である方を考慮します。
- ・委嘱（予定）後、現協議会・土壌委員会・ワーキンググループメンバー各位に報告します。

## 5 スケジュール

- ・令和5年2月4日 第87回協議会
- ・令和5年4月 新たな検討の場 発足

(参考) 岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事案の教訓を生かした対策

## 第1 県の対策

### 1 循環型地域社会3条例の制定

搬入された廃棄物の大半が首都圏からのものであったことを踏まえ、「自圏(青森・岩手・秋田)内に出た廃棄物は自圏内で処理を完結(自圏内処理の原則)」の実現をめざし、法律を補完するものとして平成14年に制定した。

- (1) 循環型地域社会の形成に関する条例
- (2) 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
- (3) 岩手県産業廃棄物税条例

### 2 県外産業廃棄物の搬入事前協議

県外産業廃棄物を県内に搬入しようとする場合には、事前協議を義務付け、一定の基準を満たすもののみ受入

### 3 産廃Gメン(産業廃棄物適正処理指導員)

管内をパトロールし不法投棄や不適正処理の調査及び指導を行い、不法投棄や不適正処理の早期発見・早期対応を推進(現在の指導員数:11名)

## 第2 国の対策

### 1 新法の制定

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定(R5.3.31失効)

### 2 廃棄物処理法の改正

不法投棄の未然防止のため、排出事業者責任の強化、都道府県等の調査権限拡充や、不法投棄の未遂罪の創設 等

○今後のスケジュールのイメージ

項目	令和4年度	令和5年度			6年度	7年度	備考
水質モニタリング							・第85回協議会（R4.7）で、R6年度まで実施することを決定済
水質アドバイザーの設置							・第86回協議会（R4.11）で、R6年度まで設置することを決定済
原状回復対策協議会	●	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">原状回復宣言（2月4日）</div>					・原状回復対策協議会は本年度で終了
新たな検討の場 （年3回開催、事案伝承 ほかについて意見交 換、検討）		●	●	●			
市民・企業向け説明会			●				
跡地公売							水質モニタリング終了後に実施

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案 岩手県側エリアにおける  
原状回復宣言について

1 原状回復宣言の経緯

第86回協議会（令和4年11月）において、令和4年度で原状回復事業が完了するに当たっての宣言の必要性について協議した。

その結果、「本県側現場において、地域の安心感醸成のため、汚染土壌・地下水対策が終了し、今後、周辺環境に生活環境保全上の支障が生じることがなくなったことを広く宣言する。」との認識で概ね一致した。

2 原状回復宣言の趣旨

第87回協議会において、本県側の原状回復事業が完了し、周辺環境において生活環境保全上の支障を生じることがなくなったことを広く県民に周知するとともに、本事案に携わっていただいた多くの関係者の皆様に対する謝意を表するため、本協議会において原状回復宣言を発出することとしたい。

3 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会による周知

本協議会は、岩手県が「青森県境産業廃棄物不法投棄事案の原状回復事業」を実施するに当たり、その透明性を確保するとともに、二戸市民等関係者の合意形成を図り、もって適正かつ円滑な事業の推進に資するため、設置した協議会である。

この設置目的を踏まえ、本協議会が上記2に記載のとおり原状回復宣言を発出することで、今般、本県側の原状回復事業が完了したことを広く周知するものである。

## 2 「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会」主な経緯

時期	開催回	概要
H15. 7	1	協議会設置要領決定、委員長・副委員長を選任
H15. 9	2	協議会の基本方針として、「不法投棄廃棄物を全量撤去し、廃棄物によって汚染された地下水などを環境基準以下にし、元の土地に近い形に戻すこと」を決定
H18. 12	21	汚染土壌対策の技術的検討評価等のため、協議会の下に「土壌汚染対策技術検討委員会」を設置（H19. 1～）
H24. 11	54	環境基準に新規追加された 1, 4-ジオキサンに対する対策（土壌・地下水浄化）などのため、事業実施期間の 5 年間延長（H30 まで）を承認
H26. 3	60	約 35 万トンの不法投棄廃棄物の撤去完了を承認
H26. 9	62	不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための取組みや跡地の環境再生のあり方について検討を進めるため「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ」を設置（H27. 1～）
H28. 9	68	揮発性有機化合物（VOC）に係る汚染土壌・地下水対策の完了（H28. 7）を承認
H29. 3	70	1, 4-ジオキサンの汚染土壌・地下水浄化対策になお時間を要するとして、事業期間の再度延長（R4 まで）の必要性について提言
R2. 9	80	1, 4-ジオキサンについて場内観測井戸（83 か所）の浄化完了基準を承認（各観測井戸におけるモニタリング結果において、環境基準以下となった時点以降、浄化継続期間（6 か月間）とモニタリング期間（1 年間）の検査結果に環境基準超過がないこと）
R2. 12	81	原状回復事業の終了を見据え、水処理施設等工作物の解体撤去、現場内の地形整形案等を承認
R3. 6	82	ワーキンググループからの報告（原状回復後の跡地利活用の方向性として、再生可能エネルギーの利活用、市民による植樹の推進が適すること）を受け、跡地利活用について提言
R3. 9	83	地域の安心感醸成のため、原状回復後（令和 5 年度から 2 年間）の水質モニタリング計画を承認
R4. 11	86	汚染土壌・地下水対策の完了を承認

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案  
岩手県側エリアにおける原状回復宣言（案）

平成 11（1999）年 11 月、青森県田子町と二戸市にまたがる広大な原野で大規模な不法投棄が発覚しました。岩手県側にも大量の廃棄物が投棄され、有害な廃油による地下水や土の汚染が広範囲にあること、加えて不法投棄の原因者に原状回復に要する資金がないことが分かりました。

このような状況の下、岩手県は、平成 14（2002）年 10 月から行政代執行として現場の原状回復に取り組んできました。

代執行から 20 年の道のりは、困難の連続でした。当協議会ではその下に「汚染土壌対策技術検討委員会」を設置し、委員各位等からの意見等を踏まえ、岩手県が適正かつ創意工夫しながら原状回復事業を実施してきたところです。

その結果、このたび岩手県側現場において、不法投棄された廃棄物の全量撤去、汚染された地下水と土の浄化など、すべての原状回復事業を終え、生活環境保全上の支障が生じることがない状態を確保することができ、原状回復が達成されたことを、ここに宣言します。

当協議会では、広く県民に当事案について情報を公開するとともに、二戸市民など関係者との合意形成を図りながら、原状回復事業を進めてくることができました。また、その下に「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」を設置し、このような事案が二度と起こらない、起こさないための教訓を語り伝える取り組みをしてまいりました。

結びに、この 20 年の間、原状回復事業に御尽力をいただきました関係各位の皆様へ御礼を申し上げますとともに、事業の実施に当たって御理解をいただきました地元の皆様へ心から感謝を申し上げます。

令和 5 年 2 月 4 日

青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会

委員長 齋藤 徳美

前回協議会意見と対応方針（案）について

1 水質モニタリング

No	第 86 回協議会（R4.11）	対応方針（案）
1	<p>【齋藤委員長】 令和 5 年、6 年度の 2 年間、水質検査を続けることから、<u>水質アドバイザーについては次回までに事務局で案を出してもらいたい。</u></p> <p>【生田委員】 事案を詳細に御存じの齋藤委員長、<u>築田委員にお願いしたい。</u></p>	<p>水質アドバイザーは地域の安心感の醸成のため、県が選任し来年度に委嘱します。</p> <p>選任にあたっては、原状回復対策協議会委員等が本事案を熟知しており、水質アドバイザーとして適任であることについて考慮し、数名程度を選任する予定です。</p>
2	<p>【中澤委員】 <u>環境基準超過時の対応プロセスなどについて、予め協議会に説明したほうが安心感醸成につながる。</u> ある程度細かな内容については次回の協議会で提案いただきたい。</p> <p>【齋藤委員長】 水質アドバイザーについては、今後 2 年の間、<u>基準超過することはないと思うが、万が一の際の具体的手順については、状況次第で判断する必要がある。</u> どういう対応を取れば良いか、具体的な対策はどうするのか、ということは<u>専門家の意見も聞いていく</u>しかないかと考えている。</p> <p>【笹尾委員】 万が一何かトラブルがあった場合の状況が今後新たにできる地元住民を主としたワーキングに逐一伝わるような体制、つまり<u>水質アドバイザーの方と県と地元住民が、相互に情報交換や情報共有ができるようなかたち</u>になっていけば良い。</p>	<p>水質モニタリングにおいて環境基準超過が確認された場合は、まず水質アドバイザーからの技術的助言等を踏まえ適切に対応していきます。</p> <p>なお、状況に応じ、土壌委員会委員にも御意見等をいただきます。</p> <p>また、水質モニタリング結果については、地元住民等による「新たな検討の場」に情報を提供します。</p>

## 2 原状回復宣言

No	第 86 回協議会 (R4. 11)	対応方針 (案)
3	<p><b>【藤原委員】</b>            青森県側もジオキサンが出なくなったというのであれば、この一帯の土地については安全だと言えるが、環境省に（今後の対策に係る支援を）要請している時に、岩手県側だけ終わりましたというのはいかがか。            時期的な問題がある。（青森県側が）終わったのであれば浄化作業、地形整形の終了報告会などはできる。<u>宣言までできるのかについては配慮していただきたい。</u></p> <p><b>【山本委員】</b>            岩手県側のこれまでの努力はどのように表現すべきか考えると、<u>原状回復宣言等々含めて、しっかりと県民にお知らせする必要がある</u>と思っている。</p> <p><b>【笹尾委員】</b>            これまでの経緯を見れば、<u>岩手県がまず先に「原状回復宣言」をする</u>というのは<u>妥当</u>と考える。</p>	<p>不法投棄現場は両県に跨り一体の土地であるという御意見がある一方で、両県それぞれが産廃特措法に基づき環境大臣の同意を受け実施計画を策定のうえ、原状回復対策（推進）協議会を設置し対策を進めてきました。</p> <p>この度、本県側の原状回復対策事業が完了し、周辺環境において生活環境保全上の支障を生じることがなくなったことを広く県民等に周知等するとともに、本事案に携わっていただいた多くの関係者の皆様に対する謝意を表するため、原状回復宣言を発出することとします。</p>
4	<p><b>【高嶋委員】</b>            特に私が気になっているのは、（原状回復宣言の）最低限の内容は、「<u>汚染土壌、地下水対策が終了し、周辺環境生活環境保全上の支障が生じることがない。</u>」、これが最低限の話だが、<u>どういうメッセージを宣言の中に組み込むかは相当苦労する</u>のではないかと。            また、<u>地元と県だけがこの宣言のあて先になる</u>のではなく、<u>おそらく全国ではないか</u>と思うので、<u>そのメッセージ性が非常に大事</u>になる。</p> <p><b>【齋藤委員長】</b>            対象範囲やメッセージの重点内容など、さまざまな意見がある。高嶋委員が思う全国的なメッセージは、岩手県側が終わったとの話ではなく、<u>県境不法投棄の原状回復は両県一体で終わったという動きでなければ、全国的な発信は難しい</u>とも思う。これから協議したいと思いますので、<u>最低限度の土壌浄化、撤去という一つの事業が完了しました</u>ということ<u>をメインにして、残りの文言は県にも検討頂きたい</u>と思います。</p>	<p>こうしたことから、同宣言には、広く全国を対象としたメッセージは含まないこととします。</p>

### 3 事案伝承

No	第 86 回協議会 (R4.11)	対応方針 (案)
5	<p><b>【藤原委員】</b>  <u>私どもも議会にかけたり様々な事を行っていかねばならないが、例えばモニュメントを造ったり、県境産廃を勉強したいという人が出てくるのであれば資料などを整理して、市民が勉強できる場を作っていかなければならない。</u></p> <p><b>【山本委員】</b>  <u>二戸市さんと協力しながらこの教訓をどのように活かしていくのかを相談しながら進めていきたい。</u></p> <p><b>【齋藤委員長】</b>  <u>モニュメントや子供達が集まって学べるようなエリアは必要だと思ひ、文化会館等にこの廃棄物についてもそれなりの経過を説明して市民に啓発するような場所にするなど工夫は地元としても必要ではないか。</u></p> <p><b>【生田委員】</b>  <u>何かそこにこういう事案があったことが分かるものが建っていた方が良いのかどうか、その辺を市長とお話をしながら考えていかなきゃならないと思ひている。資料的な物はシビックセンターなり、どこか市民が集まって見て考える場所が必要だと考える。(現在の) 出前授業は高校生対象ですから、そこだけではなくもう少し広い範囲に考えていくと、そういう場所が欲しいと考える。</u></p> <p><b>【齋藤委員長】</b>  <u>簡単にすぐこれが適切な事業というのは難しいが、大きな課題なのでぜひ協議してほしい。ある面では二戸市が主体的にさまざまな企画し動いてもらうことも当然出てくるのではないか。</u></p> <p><b>【橋本副委員長】</b>  <u>二戸市長さんも御心配されているが、(ワーキングでは) 具体的なことを詰めてきているので、これからはワーキングが作った検討案を土台にして、二戸市の環境団体や市民のネットワークなどで関心を持って活動している方に引き継いでもらえればということで、市に御支援頂ければ有難いなとワーキングとして思ひている。</u></p> <p><b>【齋藤委員長】</b>  <u>今までは協議会の下にありましたので、県が事務局を行っている中でのワーキングでした。今回、新しいなかでの検討の場は、県とどのようなかたちで密接に繋がるかどうかというあたり、そこは御検討いただきたい。</u></p>	<p>県が地元住民等による「新たな検討の場」を来年度設置し、御意見を踏まえ、残る課題等について検討していきます。</p> <p>県は「新たな検討の場」の事務局を担い、メンバー各位からの意見等を残る課題等に役立てていけるよう検討していきます。</p>

4 跡地利活用

No	第 86 回協議会 (R4. 11)	対応方針 (案)
6	<p><b>【齋藤委員長】</b>            極端な話、こういう場所なので公売にかけても誰も手が挙がらないかもしれない。そうであれば二戸市さんや県とか何か公的な対応の仕方があり得るのかどうか、そういう事も詰めておかないと先の検討の壁になってしまうのではないかと。</p> <p>少ないお金を回収することよりは、<u>いかに後世に活用する方が価値が大きい</u>かの判断もある。それが法的に可能かどうかというのは、県の首脳部と、ある面では考え方で検討して頂くしかない。そういう課題も残ったままで、<u>新しい検討の場で次の検討を</u>してと、<u>言ってもまた進まない要素もある</u>。県としても<u>そこに関わっていくという体制で新しい検討の場を作らないと</u>、糸が切れた凧のようにただただ空回りして終わってしまいそうな危惧も感じる。</p>	<p>県は、現場が原状回復されたこと、協議会から御意見をいただいた跡地利活用のあり方等について広く県民、地元企業等の皆様に周知し、地域の皆様が跡地利活用に関わっていく機運を醸成等します。</p> <p>また、「新たな検討の場」において御意見等をいただき、公売という制約下で、どのような対応ができるか検討していきます。</p>
7	<p><b>【齋藤委員長】</b>  <u>こういうかたちで次の検討を行っていくという骨子があれば是非示して頂きたい</u>。その時には二戸市さんも地元として中心的な役割を果たさなければいけないと思うので、しかるべき立場の人を推薦して入ってもらえるような形を、次の協議会でこんな方向で進めることになるというのを示されれば、皆さん安心である。</p> <p>今後のあり方について、これと提示して固定するのは難しいと思うが、<u>次回の協議会では具体的な方針で皆さんが安心できるような方向性を出してほしい</u>。よろしく願います。</p>	
8	<p><b>【藤田オブザーバー】</b>  <u>今までワーキンググループで議論した結果について、今回の協議会で報告がなかったのが残念だ。最終の 87 回の時に要約で検討内容を報告し来年度以降はこれを踏まえて検討を続けていく、といった報告があるとよい。</u></p>	<p>ワーキンググループで議論した結果について、第 87 回原状回復対策協議会で報告します。</p> <p>今後の検討については、県が設置する「新たな検討の場」で行っていきます。</p>

5 その他（第87回協議会について）

No	第86回協議会（R4.11）	対応方針（案）
9	<p><b>【齋藤委員長】</b>            次回の87回が最後になります。岩手県側としての事業が終了したというかたちになりますので、御苦勞をおかけした土壌委員会やワーキンググループの委員の方々にも、最後この会場にお越しいただける方には御参加いただく方向で御案内したいと思います。</p>	<p>第87回協議会は、土壌委員会やワーキンググループの委員の方々にも、開催案内（出席依頼）を送付しています。</p>

青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会設置要領

(設置)

第1条 青森県との県境付近に発生した産業廃棄物不法投棄事案に係る現場の原状回復を進めるにあたって、広く県民等に不法投棄廃棄物や汚染土壌の撤去及び原位置浄化対策の内容等を情報公開するとともに、二戸市民等関係者の合意形成を図り、もって適正かつ円滑な事業の推進に資するため、青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 原状回復に向けた事業の安全性の評価をすること。
- (2) モニタリング計画の立案及びモニタリング結果の評価をすること。
- (3) 廃棄物撤去後の土壌等の汚染レベルの評価をすること。
- (4) 環境再生のあり方を調査・協議すること。
- (5) 不測の事態が発生した場合の対応策を調査・協議すること。(ただし、協議会を招集する時間的余裕が無い場合等においては、岩手県が実施した対応策等について速やかに事後報告を受け、その対応策等の評価をすること。)
- (6) その他現場の原状回復を図るために必要な事項を調査・協議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから岩手県環境生活部長(以下「部長」という。)が委嘱する。

- (1) 二戸市に居住する者
- (2) 青森県田子町に居住する者
- (3) 二戸市職員
- (4) 青森県田子町職員
- (5) 学識経験者

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。

3 部長が指定する者について、オブザーバーとして協議会への出席を依頼することがある。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができないものとする。

- 3 協議会の議事は、出席委員の全員一致で決することを原則とする。
- 4 議事について審議を続行しても、その可否について全員一致で決する見込みがないと議長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は公開とし、岩手県情報公開条例（平成 11 年 12 月 17 日岩手県条例第 61 号）の規定に基づき、会議録等を開示する。

（代理出席）

第 5 条の 2 委員のうち、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号による者（以下「市町委員」という。）並びに部長が指定する団体に属する者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者（市町委員にあつては、部長が指定する職の者に限る。）を代理出席させることができる。

（意見の聴取）

第 6 条 協議会は、委員の求めに応じ、委員以外の学識経験者若しくは専門家等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。  
（委員の任期の特例）
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会設立時に就任する委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 汚染土壌対策技術検討委員会設置要領

## (設置)

第1条 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会（以下「協議会」という。）における検討事項のうち、汚染土壌対策の具体的手法に関する技術的評価を行い、協議会の検討等に資するため、協議会設置要領第8条の規定に基づき汚染土壌対策技術検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

## (所掌)

第2条 検討委員会は、汚染土壌対策の具体的手法等に関する技術的評価を行うこととし、検討結果は協議会に報告するものとする。

## (組織)

第3条 検討委員会は、環境生活部長（以下「部長」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長が選任する。

4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

## (意見の聴取)

第6条 検討委員会は、第2条に定める所掌事項の審議に関し、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

## (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この要領は、平成18年12月16日から施行する。

2 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 県境不法投棄事案の発生や経緯、原状回復で得られた知見等不法投棄事案の教訓を後世に伝え、不法投棄の再発防止や跡地の環境再生など今後の環境保全に資するための取組みを地域と連携して検討する。

(設置)

第2条 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会(以下「協議会」という。)の下に県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

(所掌)

第3条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとし、検討結果は協議会に報告するものとする。

- (1) 原状回復の記録等の保存や活用のあり方及び現場跡地の環境再生のあり方を検討すること。
- (2) その他教訓を後世に伝えるために必要な事項を検討すること。

(組織)

第4条 ワーキンググループ員は、次に掲げる者のうちから岩手県環境生活部長が委嘱する。

- (1) 二戸市に居住する者又は二戸市内の団体に所属する者
- (2) 二戸市職員
- (3) 学識経験者

2 任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠ワーキンググループ員の任期は、前任者の残余期間とする。

(リーダー等)

第5条 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダー1人を置く。

- 2 リーダーは、ワーキンググループ員の互選による。
- 3 サブリーダーは、リーダーが選任する。
- 4 リーダーは会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があるときには会議に関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年12月26日から施行する。